

○豊中市上下水道局給水材料費負担金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路部を縦断する輻輳給水管を統合するためなどの給水装置工事において、整備後に、本市に寄贈しようとする当該工事の申込者に対して、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、給水材料費用の一部を負担することにより、配水管の効率的な整備並びに直結式給水の普及促進に寄与することを目的とする。

(対象となる工事)

第2条 この要綱による負担金(以下「給水材料費負担金」という。)の交付は、次の各号に掲げる給水装置工事を対象とする。ただし、開発行為等(豊中市土地利用の調整に関する条例(平成16年豊中市条例第31号)第2条第1項第5号に規定する開発工事等をいう。)の協議を行うものは対象としない。

- (1)道路部に輻輳する給水管を統合整備するために給水管を縦断布設するもの
- (2)配水管の未整備路線に給水管を縦断布設するもの
- (3)直結式給水への切替工事のために給水管を縦断布設するもの
- (4)配水管上の給水分岐位置付近に仕切弁を設置するもの
- (5)その他管理者が特に必要と認めるもの

2 給水材料費負担金の交付を受けることができる者は、前項各号のいずれかの工事を行う給水装置工事の申込者とする。

(算定対象となる材料)

第3条 給水材料費負担金額の算定対象となる材料は次の各号のとおりとする。

- (1)前条第1項第1号、第2号又は第3号の場合は、以下の材料であって、管理者が必要と認めたもの
 - ア. 既設配水管からの分岐部に使用する給水材料
 - イ. 道路部分の給水主管布設に使用する給水材料
 - ウ. 道路部分の給水管の統合整備に使用する給水材料
 - エ. ア～ウの施工で使用する付属材料
- (2)前条第1項第4号の場合は、以下の材料であって、管理者が必要と認めたもの
 - ア. 仕切弁の設置に使用する給水材料
 - イ. アの施工で使用する付属材料

(給水材料費負担金の額)

第4条 給水材料費負担金の額は、管理者が別に定める積算基準により算出した費用の額とする。

(交付申込み)

第5条 給水材料費負担金の交付を受けようとする者は、交付の対象となる工事に係る給水装置工事申込書の提出の際に、給水材料費負担金交付申込書(様式第1号)に、次の各号に掲げる寄贈に必要な書類を添えて、管理者に申し込まなければならない。

- (1)給水管等の寄贈届
- (2)私道に給水管を布設する場合は、土地使用承諾書・登記事項証明書(登記簿謄本)・公図
- (3)その他管理者が必要とする書類

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申込みがあった場合においては、その内容を審査し、給水材料費負担金の交付の対象となる工事がしゅん工検査に合格した後に、予算の範囲内において給水材料費負担金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、給水材料費負担金交付決定通知書(様式第2号)を、不交付を決定したときは給水材料費負担金不交付決定通知書(様式第3号)をもって通知する。

(給水材料費負担金の請求)

第7条 給水材料費負担金の請求は、給水材料費負担金交付請求書(様式第4号)により、給水材料費負担金の交付の決定を受けた者から管理者に対し行わなければならない。

2 管理者は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに給水材料費負担金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 管理者は、偽りその他不正な行為により給水材料費負担金の交付の決定を受けた者がある場合においては、交付の決定を取り消し、既に給水材料費負担金が交付されているときは、期限を定めて当該負担金の全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(様式第 1 号)

給材交受付 No.	-
-----------	---

年(年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

請求者 住所 _____

氏名 _____

給水材料費負担金交付申込書

私は、下記の給水装置工事において、豊中市上下水道局給水材料費負担金交付要綱第 5 条の規定に基づき負担金の交付を申し込みます。

記

給水装置工事情報

(1) 受付番号	第 一 号
(2) 受 付 日	令和 年(年) 月 日
(3) 水栓番号	第 号 ～ 第 号
(4) 工事場所	豊中市 丁目 番 号 (番地)

(様式第2号)

豊給排給材第 号
令和 年(年) 月 日

様

豊中市上下水道事業管理者
吉田 久芳

給水材料費負担金交付決定通知書

令和 年(年) 月 日付給水装置工事申込みのあった件について、下記のとおり負担金の交付を決定いたしましたので、豊中市上下水道局給水材料費負担金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

工事場所 豊中市 丁目 番 号
(番地)

負担金額 _____ 円

(様式第3号)

令和 年(年) 月 日
給排水材第 号

様

豊中市上下水道事業管理者
吉田 久芳

給水材料費負担金不交付決定通知書

令和 年(年) 月 日付給水装置工事申込みのあった件について、下記のとおり負担金の交付ができないことを決定いたしましたので、豊中市上下水道局給水材料費負担金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

不交付決定の理由：

(教示)

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市上下水道事業管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起する事ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

(様式第4号)

令和 年(年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

請求者 住所 _____

氏名

給水材料費負担金交付請求書

豊中市上下水道局給水材料費負担金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり負担金の交付を請求いたします。

請求金額 _____ 円

工事場所 豊中市

※振込口座

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 労働組合・農業協同組合							本店 支店
預金口座	預金種別	口座番号						
	1. 普通							
	2. 当座							
	3. その他							
(フリガナ)								
口座名義								